平成２９年　　月　　日

参　加　表　明　書

　北海道環境生活部長　様

コンソーシアム又は単独法人代表者

（法人名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　印

　平成２９年度エゾシカわな捕獲技術等向上事業委託業務の公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて提出します。

**〈概　　要〉**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  企画提案者名 | | | |
| 所在地  〒 | | | |
| 電　話　番　号 |  | Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号 |  |
| 資本金又は資本金  に相当する財産 |  | 従　業　員　数 |  |
| 設　立　時　期 |  | 連絡用メールアドレス |  |
| 過去３年間の  売上高（千円） | (H26) | (H27) | (H28) |
| 主な業務 | | | |
| 道内の営業拠点名、住所、連絡先及び担当者名 | | | |

**〈総括責任者及び業務担当者〉**

○総括責任者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 役　　職 | 経験年数 | 主な業務経歴 |
|  |  |  |  |

○業務担当者（複数の場合は、全て記載願います。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 役　　職 | 経験年数 | 主な業務経歴 |
|  |  |  |  |

**〈過去の実績〉**

　過去３年間において国若しくは地方公共団体又は民間事業者との間で契約及び履行した類似又は関連業務の実績がある場合は記載してください。（国若しくは地方公共団体の実績がありましたら、優先的に記載してください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約名 | 発注者 | 完了年月 | 事業費（千円） | 業務概要 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**〈申出事項〉**

|  |
| --- |
| プロポーザルへの参加を希望するに当たり、次のとおり申し出ます。  (1) 道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体、緊急雇用創出推進事業における著しく不適切な事業実施等により道又は市町村から指導を受けた団体を除く。）。  (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。  (3) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。  (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。  (5) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。  (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）  (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）  (ウ) 消費税及び地方消費税  (7) コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。 |

（注意事項）

提出に当たっては、代表者印（コンソーシアムの場合は代表法人の代表印）を忘れずに押印してください。

なお、支店長などで、代表権のない方の代表者印で提出する場合は、この参加表明に関する委任状を添付する必要がありますので、ご注意ください。

（添付資料）

　１　契約履行実績を確認できる資料（契約書又は請書等の写し、成果品等）。コンソーシアムにあっては、代表法人及び構成法人それぞれに関するものを添付すること。

　２　法人の登記事項証明書又は登記簿謄本

　３　納税証明書（消費税・地方消費税及び道税の滞納の有無が分かるもの）

　　※「税務署納税証明書様式その３の３」及び「道税事務所納税証明書資格審査請求」を添付すること。

　４　コンソーシアムにあっては、前３号で定める書類のほかコンソーシアム協定書の写し

　５　法務局等に登記申請中の企業にあっては、登記申請の写し

　６　次に掲げる社会保険等の届出の義務を履行している者（当該届出の義務が無い者を除く。）であることを確認で

きる資料

　　ア　健康保険法（大正11年法律第70号）による届出

　　イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による届出

　　ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）による届出